

株式会社ばんきつず

虐待防止委員会規程

(委員会の設置)

第1条 株式会社ばんきつずが運営する障害児通所支援事業所（以下「事業所」という。）が行う放課後等デイサービス事業並びに日中一時支援事業において、利用者の安全と人権保護の観点から、虐待の防止と適正な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、代表取締役とする。
- 3 副委員長は、委員の中から互選する。
- 4 委員の選任については、各事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- 5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、年1回以上開催する。

- 2 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 虐待防止のための指針を策定し周知する。
- (2) 虐待防止研修を年1回及び新規職員採用時に開催する。
- (3) 虐待が起こりやすい職場環境及び労働条件を確認し、必要に応じて改善指示を出す。
- (4) マニュアル等の運用を検証し、必要に応じて改善指示を出す。
- (5) 虐待及びその疑いがある事案を検証し、再発防止対策を講じる。
- (6) その他、委員長が必要と判断した業務を行う。

(委員会の責務)

第5条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 3 委員会は身体拘束等の適正化についても検討する。

附則

この規程は令和4年3月1日から施行する。